

# 立教大学法学部 国際ビジネス法学科 オープンキャンパス体験授業

2013.8.1-2@立教池袋キャンパス

浅妻 章如  
租税法担当

1

## 1 何のために大学に行くの？

**お金儲け**のためですね！！

Cf. Tom Cruise主演『**The Firm**法律事務所』  
Harvard Law School卒後、初任給\$8万。

**Tax Lawyer**としてCayman等に行ったり…

**Apple**社米国外利益実効税率2%未満??

→でも立教生に金儲けはアピールしない

真面目な表現…人的資本**human capital**  
金銭報酬、やりがい等々←人的資本必須

2

高校までは**知識**の詰め込み  
大学では**正解のない学問**というけれど……

## 2 法学部では暗記地獄から解放されるの？

…されません(T\_T)

もし囲碁・将棋の**必勝法**があったら？

→ 棋士は廃業。

社会では必勝法(正解)がないところで競争。

法学部の試験では**六法**(条文集)を見てよい。

法学部生は**判例・学説**(どう解釈するか)を習う。

Cf.棋士は**棋譜**を研究。(高校数学も半分暗記だよ)

## 3 法学部で習得すべき技能とは？

法学は**説得の学問**(≠真理の探究)

目の前にある紛争の解決だけでなく、或る規範が  
**今後どのような影響を持つか**も考える。

例)借金苦の人が可哀想だから借金を帳消しにして  
金貸しを懲らしめよう！ →金を貸す人がいなくな  
り却って貧しい人が苦しむ。

注意…今日の授業は分かりやすさ優先

例)影が西から東へ動く理由…天動説？地動説？

4

## 租税回避と法——けしからん？当然のかけひき？

立教大学法学部国際ビジネス法学科 浅妻章如

### 1. 超過累進税率と所得分割 (progressive taxation / income splitting)

所得税法89条	195万円以下	5%	注意: 地方住民税10%上乘せ
	195~330万円以下	10%	2037年まで震災復興増税として
	330~695万円以下	20%	所得税額×2.1%
	695~900万円以下	23%	地方住民税年間1000円 上乘せ
	900~1800万円以下	33%	平成26年以降の最高税率は
	1800万円超	40%	4000万円超に45%(計55%+α)

所得195万円の場合→税額 $195 \times 5\% =$  (万円) 税引後

所得200万円の場合に全て10%で課税すると、税額 (万円) 税引後

cf. 単純累進税率下ではこのような逆転現象が生じてしまい不合理。  
では所得段階ごとに区分して課税する。

= (万円) 税引後

累進税率下では の誘因が働く。

○父単独で八百屋事業を営み税引前所得300万円を申告した場合の税額(国税のみ)

○娘が八百屋事業を手伝ったとして半々の150万円ずつを申告した場合

所得分割が認められると高い税率が適用される所得が減るので合計の税額が安くなる。

所得税法56条(事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例) 居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に従事したことその他の事由により当該事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しないものとし、かつ、その親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。この場合において、その親族が支払を受けた対価の額及びその親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、当該各種所得の金額の計算上ないものとみなす。

娘が父の八百屋事業を手伝って対価(バイト代など)を受け取っても、父の課税所得を減らす(娘の課税所得として所得分割する)ことは認めない、という趣旨の規定。

こうした根拠規定なしに租税負担を軽減させようとする納税者の企みを否認してはいけない。日本は 国家だから。( 原則。条文としては憲法84条:租税法律主義)

↓

父(個人)が八百屋を営むのではなく、会社( )が八百屋経営をするという形式にしよう。

八百屋事業の300万円 → 父に150万円の給与 娘に150万円の給与 で所得分割しよう。

(実際には所得控除とか同族会社行為計算否認とか色々考えなければならない→お近くの税理士へ!)

### 2. 移転価格 (transfer pricing)

独立当事者間取引の例

X国(税率40%)

Y国(税率10%)

製造費用400 卸売価格600 販売費用200 売上900

P: 所得 、税額 、残額 T: 所得 、税額 、残額

T社(独立の第三者)ではなく、P(親会社)が支配するS(子会社)がY国で販売していたら?

製造費用400                      卸売価格??                      販売費用200 売上900

消費者から得る売上や、製造費用・販売費用は、P・S社が操作できない(市場で決まる)。しかしP・S間の卸売価格は操作できる。→ P・S間の価格を500に下げると……?

P:所得                      、税額                      、残額                      S:所得                      、税額                      、残額

関連当事者間取引の価格を恣意的に設定することで所得を軽課税国の法人に移転させることができる。所得を                      させる                      付けという意味で移転価格と呼ばれる。

このままではX国の税収が減ってしまうので、X課税庁は、                      (                      )でP・S間の取引がなされた税務上擬制してPの所得を計算しPに課税する。……租税特別措置法66条の4  
(P・T間のような比較対象取引は見つけにくく、arm's length priceの算定が裁判等で最も難しい)

### 3. 節税、脱税、租税回避 (tax saving / tax evasion / tax avoidance)

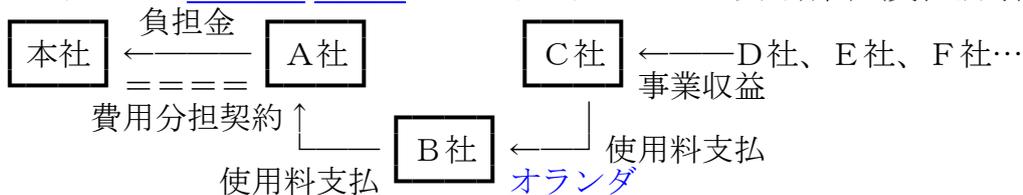
節税………租税法規が予定しているところから従って税負担を減少させる。合法。

脱税………課税要件の充足の事実を秘匿して税負担を減少させる。違法。

租税回避…課税要件の充足そのものを回避する。脱法だが原則として合法。

### 4. Google等が使っている租税回避手法 (double Irish & Dutch sandwich)

アメリカ                      Bermuda/Ireland                      アイルランド                      欧州各国 (英仏独等)



本社(例:Google)で実際のR&D(研究開発)をしている。知的財産(特許権、著作権、商標権等)は欧州各国を含め世界中で利用される。A社は、本社と研究開発について 契約(cost sharing)を締結し、欧州各国で利用される知的財産についてA社が となる。

欧州各国で利用される知的財産についてA社がB社にライセンスを提供し、B社がC社にサブライセンスを提供し、C社が欧州各国の企業にサブライセンスを提供する。

欧州各国の企業から知的財産 (royalty)等の事業収益が一旦C社に集められる。しかしC社はB社に使用料を支払うので、C社に利益は殆ど残らない。B社もA社に使用料を支払うので、B社に利益は殆ど残らず、欧州各国の知的財産利用による収益はA社に溜められる。

A社はアイルランドで登録されているがバミューダで管理されているのでアイルランド政府から見るとA社はバミューダ法人でありアイルランドは課税しない。バミューダも課税しない。

A社に溜められた所得についてアメリカの 対策税制(日本では租税特別措置法66条の6:軽課税国法人に溜まった所得を本国親会社の所得に合算して課税する規定)の適用が問題となりうるが、アメリカから見るとC社が透明(transparent)として扱われA社が現地(アイルランド)で真っ当なビジネス収益を稼いでいるという扱いとなり、アメリカも課税できない。

本社(アメリカ)で研究開発し英仏独等で利用されているのに、アイルランド?バミューダ?のA社に利益が溜めこまれるのはおかしい、と感じられる。しかし、A社がお金を出して知的財産の権利者となることは、否認できない。そうすると、アメリカ政府から見ると鍵となるのは本社・A社の費用分担契約でA社が本社に支払った負担金がarm's length原則に照らして低いかどうかだけ。従来租税回避対策の切り札とされてきたarm's length原則すら、租税回避防止には不十分という状況。

(学者は色々解決策を提示しているものの、採用できるかどうかは、各国間の利害調整を含めた政治判断)